

津山市史だより

2022.9
第19号



新野東の宝篋印塔

目次

- 編さん委員会、部会
通信 ほか …… 2
- 資料編「古代・中世」
刊行 …… 3
- 研究ノート
「有声社の結成と活
動」尾島治 …… 4~7
- 『津山市史研究』
第7号発行 …… 8
- 美作学講座開催の
ご案内 …… 8

新野東の宝篋印塔の銘文

(新修津山市史資料編「古代・中世」
金石文編4)

〔左 塔〕

康永二年

〔正面〕

(格狭間)

〔左面〕

沙弥道雲

〔右 塔〕

比丘尼

〔正面〕

(格狭間)

○岡山県指定重要文化財

△岡山の石造美術・岡山県の
文化財二▽

写真は津山市新野東にある宝篋印塔です。津山市役所勝北支所の国道53号を挟んで向かい側に立っています。元々この塔は地中に埋もれていましたが、昭和57年に行われた国道の改修工事のための発掘調査により発見され、今の場所へ設置されることになりました。現在、岡山県の重要文化財に指定されています。

塔にはそれぞれ「沙弥道願」「比丘尼性阿弥」などと男女の名前が刻まれているため、夫婦の供養塔ではないかと考えられています。また、「康永二年六月八日」と年紀が刻まれており、南北朝時代の1343年に作られた物であることがわかります。なお、同じ遺跡から骨壺と思われる備前焼の壺と、蓋として使用されたと推測される中国の浙江省竜泉窯系の青磁碗もみつかっており、こちらは津山市の重要文化財に指定されています。

今回、出版された新修津山市史資料編「古代・中世」では、この宝篋印塔などのような石造物、土器に刻まれた文字や木簡など、紙以外に記され残っている文字についても可能な限り収録しています。ご興味がある方は、ぜひお手にとっていただければ幸いです。

(梶村)

令和4年度第1回

編さん委員会

令和4年7月29日 於津山市役所第2委員会室

まず、総務部長挨拶の後、令和4年度の事務局体制について説明がありました。次に、報告事項として、令和4年度の編さん事業予定、各部会の開催・進捗状況、資料編「古代・中世」の刊行について事務局が報告しました。これに対して、美作学講座で市史に関係する内容を行ってはどうかとする意見や、刊行した市史の正誤表を早急に作成すべきとする意見などが出されました。

続いて、通史編「自然風土・原始・古代」の刊行について協議しました。その後、委員からは、議事録をインターネット上に公開したり、古写真などの資料データを統一・共有できないかという提案などがありました。

部会通信

◆自然風土・考古部会

(部会長・白石委員、副部会長・行田氏)

通史編「自然風土・原始・古代」の版下を作成中です。語句の統一など、文章の調整を行っています。

◆古代部会

(部会長・狩野委員、副部会長・今津委員)

資料編「古代・中世」を出版し、通史編「自然風土・原始・古代」に取り組んでいます。6月25日には部会を開催し、通史編の原稿の調整を行っています。

◆中世部会

(部会長・久野委員、副部会長・前原委員)

資料編「古代・中世」を出版しました。通史編の出版に向けて、原稿執筆について部会を開催し、調整していく予定です。

◆近世部会

(部会長・定兼委員、副部会長・在間委員)

7月17日に部会を開催し、今までの協議内容と今後のスケジュールを確認しました。資料編刊行に向けて、掲載候補の再検討や筆耕作業を進めることになりました。

◆近現代部会

(部会長・在間委員、副部会長・首藤委員)

5月21日に部会を開催し、スケジュールの再確認や資料編の掲載候補資料について協議しました。令和5年度には資料編の版下を作成する計画ですので、それに向けて今年度中の資料決定・筆耕作業を達成すべく、執筆者による個別調査や資料選定を進めています。

◆民俗部会

(部会長・前原委員、副部会長・安倉氏)

7月27日に部会を開催し、今後のスケジュールの確認や、執筆分担の調整を行いました。また「市史研究」への執筆などについても検討しました。

編さん事業の経過 (令和4年4月～)

・新修津山市史資料編「古代・中世」の刊行
令和4年

5月21日 近現代部会

6月25日 古代部会

7月15日から 新修津山市史資料編「古代・中世」の販売開始

7月17日 近世部会

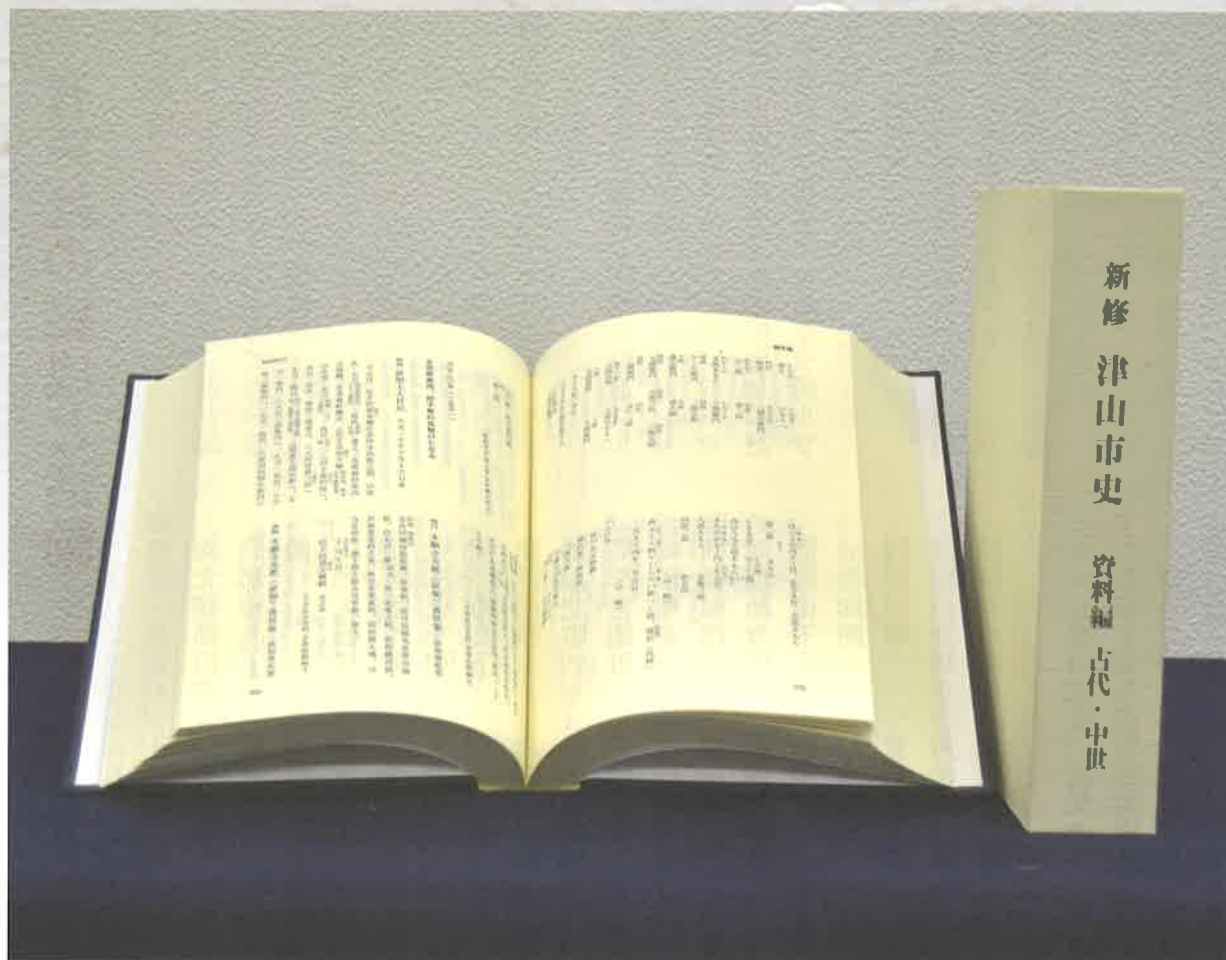
7月17日 民俗部会

7月27日 第1回編さん委員会

7月29日



新修津山市史資料編『古代・中世』を刊行しました



新修 津山市史 資料編 古代・中世

文字による記録が始まった時代から、森忠政が津山へ入封するまでの、現在の津山市域を中心とした美作地域に関する古文書や木簡などの文字で書かれた資料を中心に紹介する資料集です。

本書の構成は次のとおりになっています。

- ・ 編年編 奈良時代以前から織豊時代（森忠政の津山入封まで）の資料を年代順に掲載
- ・ 出土文字資料編 発掘調査などで発見された木簡や土器に記載されている文字資料を掲載
- ・ 文芸編 収集した資料の中から文芸に関するものを掲載
- ・ 家分け編 津山市内と市外に分け、所有者ごとの資料群として掲載
- ・ 金石文編 津山市内を中心に石造物や棟札などに記された文字資料を掲載

是非、多くの方に手に取っていただき、郷土の歴史を知る拠り所として、幅広くご活用ください。津山郷土博物館と市内書店などで販売しています。

● 体裁 A5版 814ページ

● 価格 4000円（消費税込み）

● 販売場所 津山郷土博物館 書店等

● 問合せ先 〒708-0022

岡山県津山市山下92番地 津山郷土博物館

電話 (0868) 22-4567

E-mail tsu-haku@vtv.ne.jp

郵送での発送もしますので、お問い合わせください。

有声社の結成と活動

尾島 治

はじめに

明治十五年（一八八二）六月、城下町住人有志十八人によって有声社が結成された。その盟約は次のように定められている。

資料①

有声社盟約

第一章

社員八天性ヲ保全シ幸福ヲ増進スルヲ以主旨トス可シ

第三章

社員八主旨ヲ同クスル者相会し知識ヲ研磨シ以テ善美ナル結果ヲ得ルヲ期ス可シ

第三章

社員八品行方正ニシ以テ世人ノ信用ヲ失ハサラン事ヲ務ム可シ
右確守スル為メ茲ニ記名捺印スル者也

明治十五年六月（一）

そして、ここに記名捺印したのは次の十八名である。

資料②

西北條郡田町	鈴木幾治
同郡椿高下	植月 皓
同	高橋和夫
同郡南新座	清水篤夫
同郡西今町	平野忠五郎
同郡元魚町	古谷岩次郎
同郡椿高下	金井好徳
同郡同所	渡邊御一郎
同郡北町	杉田美亀夫
同郡宮脇町	山名篤夫
同郡椿高下	村山鈴吉
同郡同所	村山重良
同郡西今町	平岡與平治
同郡山下	田中保吉
同郡同所	朝倉禾積
同郡田町	太田乾太郎
同郡西今町	片山耕四郎
同郡西今町	和田隆四郎（2）

これら発起人は、居住地から判断すると旧士族と旧町人が混在している。そして、この盟約の内容からは、社員の個人的な幸福の増進を追求し、知識の研磨によって善美なる結果を得ることを目的としており、地域の発展に寄与するような社会的な

活動として見るべき内容は見られない。しかし、個人の自己実現を目指すような名目の結社でありながら、実際には、その活動内容は間接的に自由民権運動の支えをしていたと考えられる地域住民の新しい動きであった。

美作地域での自由民権運動の展開過程では数多くの結社が設立された。明治十一年（一八七八）の共之社、同十二年の両備作三国親睦会、同十三年の郷党親睦会、南新座親睦会、設立年不詳の津山親睦会、同十四年の美作親睦会と続いた。そしてこの明治十四年には、明確な政治的目的を有する美作同盟会が結成され、やがて翌十五年四月には自由党美作地方部が設立された（3）。こうした状況の中で明治十五年六月に有声社は結成されたのである。ちなみに、この有声社員十八名の中で、平野忠五郎と片山耕四郎は「自由党美作部人名簿」に記載されている（4）。

ここでは、僅かに残された資料からであるが彼らの具体的な活動と、内に持っていた問題意識を紹介していきたい。

有声社の活動

太田雅夫家資料には、ここで紹介した有声社盟約とほぼ同じ内容で同年同月付の求声舎（社）盟約が存在する。そこでは書き始めの「社員」が「我儕」となっている点が異なるくらいでほぼ同一である。ただ、記名者は鈴木幾治と渡邊御一郎の二名だけである。この二名が有声社盟約にも記名していることからすれば、求声舎と有声社は実質同じものとみられ、求声舎の名前はその後で使用されている。

有声社盟約に基づいて更に具体的な活動を定めたものが有聲舎規則である。年月日の記載が無いので、清書されたものではなく案文である可能性が高いが、その後の実際の活動と大きく矛盾していない。次のようなものである。

資料③

有聲舎規則

第一章

同志者相会シ交誼ヲ親密ニシ知識ヲ研磨シ以テ善美ナル結果ヲ期シ国家

ノ裨益ヲ謀ントス

第二章

本会ハ有声舎ト名ク

第三章

本会ニ於テ幹事三名ヲ公撰シ本会全体ニ係ル事務ヲ統理セシム但其任期ハ六ヶ月トシ再撰ニ当ルヲ得

第四章

加名或ハ除名セント欲スルモノハ幹事ノ許可ヲ請フ可シ

第五章

会日ハ大会臨時会常会ノ三種トス

第六章

大会ハ毎年一月七月ノ両度開キ本会ノ利害ニ関スル事項ヲ議定シ幹事ヲ改撰シ且前期中執行シタル庶務會計ノ報告ヲナスモノトス

第七章

臨時会ハ至急ヲ要スル事件ニシテ大会ヲ待チ難キトキ之ヲ開クモノトス

第八章

常会ハ毎月十四回之ヲ開キ知識ヲ交換シ學術ヲ研究スルモノトス

但シ該規則ハ別ニ之ヲ定ム

第九章

本会ハ別ニ学舎ヲ開キ會員交番出席シ少年子弟ヲ教授スベシ

但シ書前条ニ同シ

第十章

會員ハ毎月五日金十錢ヲ出シ諸般ノ

費用ニ充ツ

第十一章

本会ハ政治ヲ講談論議スル為敢テ集会スルモノニアラス

第十二章

此ノ規則ヲ補修改正セン事ヲ要スルトキハ會員ノ議決ニ從フベシ(5)

この中では会の趣旨と名称、そして運営方法が中心に定められているが、注目されるのが第一章、第八章、第九章、第十一章である。

第一章ではほぼ有声社盟約と同様の主旨が述べられているが、ここでは「国家ノ裨益ヲ謀ントス」との文言が付け加えられている点が、自己実現を目指していた盟約よりも一歩踏み込んだ内容となっている。

第八章では「知識ヲ交換シ學術ヲ研究スル」とした上で、「該規則ハ別ニ之ヲ定ム」としている。それが「有声社研究会規則」である(6)。この規則第一章においては、細部の推敲を無視して草案を引用すると「本会ハ本社盟約第二章及ヒ規則第八章ノ趣旨ニ原キ社員相会シ法律ヲ研究スル者トス」と定めている。彼らにとって必要な知識は新しい時代の法律なのであった。毎月、三、八、五、十の日の午後六時から十一時ま

で研究会を開催するとの規定である。そして、「講義中黙聴シテ決シテ談笑等ノ事アル可ラズ」として、気の緩んだ懇親会とならぬように戒めている。ただ、第十一章に定めるように彼らは「政治ヲ講談論議スル為敢テ集会スルモノニアラス」という非政治的な姿勢を貫こうとしていた。

更にこの結社を特徴付けるものとして第九章がある。そこでは「別ニ学舎ヲ開」いて、会員によって「少年子弟ヲ教授」するというのである。この考えは早い時期から持っていたようで、「有声社員名簿」の裏表紙に大まかな構想案が書き加えられている。有声社が開催するのは夜間で、午後六時から九時までの三時間を授業に充てる。授業の科目は、修身科、読書科、算術科となる。使用する教科書は小学教科書を中心としながら、適宜判断することとしている。そして、この学舎生徒になるためには、まず小学への入学が条件であった。これらがそのまま運営方針として維持されたとすれば、夜学での教育は小学で学ぶ子どもたちにとって、学習塾のような補助的な教育機関であったことになる。小学に入れない子どもたちの教育であると

か、あるいは特別な英才教育のような指導でもないとするれば、彼らの目指した夜学の意義は未だ明確には見えてこない。

有声社の運営に関する経費は、第十章の定めにあるように会員の会費で賄われていたが、「決算報告書綴り」(7)「会計原簿」(8)等によれば、夜学生からは一定の会費を徴収しており、それらは学舎の経費に充てられていた。

有声社と求声舎の二つの名称が混在して記載されているが、会計書類は有声社第二期決算報告書から残されている(9)。この有声社第二期決算報告書は、明治十五年(一八八二)十月から十二月までの決算が、三人の幹事によって明治十六年一月に報告されている。規則では一月と七月に報告することになってはいるが、明治十五年六月の結成から考えて、同十五年だけは七月から九月を第一期とし、九月から十二月を第二期としたのであろう。その後の第三期以降は六ヶ月単位で報告されている。

明治十六年一月から六月の求声舎第三期決算報告では、収入として会員の出金に加えて四月から六月までの夜学生の出金が記載される。詳細

がないため夜学生の人数や授業料は分らない。ここでは一般の経費と夜学の経費は区別されておらず、入出金が同列に記載されている。ただ、続いて夜学会金銭出納決算書が綴られていて、四月から六月までの夜学会関連経費だけが抽出記載されている。支出は油代と会場の家賃などであるが、その最後に夜学閉会費が記載される。その後の求声舎第四期中金銭出納決算書から以降は、夜学生の項目が無くなっていることからすれば、わずか三ヶ月で夜学が閉鎖されたものと考えられよう。

夜学の経費が項目から無くなった後も会の活動は続いていて、決算資料からは少なくとも明治十八年（一八八五）頃までは存続していたことが確認できる。その後については資料が残されておらず、長くは続かなかつたのかも知れない。いつの時点で書き込まれたかはわからないが、最初に見た「有聲社員名簿」(10)の中で六名に、退会を示すと

思われる「退」の書き込みが付けられている。

有聲社の討論会

有聲社の活動の主たる分野である「知識ヲ研磨」することに関しては、

討論会の存在が大きい。これは規則に定められている定例の研究会ではなく不定期で開かれるもので、その都度論題を定めて賛否の議論を交わすものである。

第一回討論会は、明治十五年十二月十日に開催された。討論の内容は詳細に筆記されていて、それについては「此筆記ハ討論ノアル毎ニ論長或ハ書記タルモノ必ス筆記シ後日ノ参考ニ供シ傍ラ筆記ノ研窮ヲナス為メニ設クルモノナリ」(11)とされている。

第一回を例に討論会の進め方を見ていくと、開会にあたり出席の論士が確認され、この時は「一番 鈴木 二番 邨山 三番 渡部 五番 田中 七番 古谷 八番 高橋 十番 小須賀」の七名であった。午後七時に着席すると、投票で小須賀が論長に選任された。そして小須賀論長の進行の下で十余りの論題が提出され、その中から「金カト智力ト我身ニ益ヲ与フル何レカ大ナリヤ」が討論会の論題と決定された。

その後は各自が意見を述べ、金力を支持するものと智力を支持するものに分かれて議論が戦わされた。ここでは議論の詳細は割愛するが、議

論が尽くされた頃に論長によって採決が指示される。今回は賛成多数で「智力」説の勝ちとなった。

このような事例のみでは議論のための議論であつて、言葉遊びの様にも見えるが、実際に提出されていた様々な論題を見ると、明治の新しい時代を背景とする問題意識が現れているものも多い。

資料④

有聲社討論会

- (1) 我美作国ハ自由干涉何レノ教育力適スルヤ
- (2) 欧米諸国ト我東洋諸国トノ権衡ヲ維持スルノ策略如何 発題者 高橋
- (3) 日本魂トハ其レ如何ナル者ヲ云フヤ 同 同氏
- (4) 實際ト理論ト果ソ並ニ行ル、カ否 同 鈴木
- (5) 正大ト従容ト就レカ貴キ乎 同 邨山
- (6) 我国鴉片ノ輸入ヲ許シ英国ト対等ノ権利ヲ有スルノ利害如何 同 清水
- (7) 新平民ハ実ニ賤ムヘキカ 同 小須賀
- (8) 君ニ忠ヲ尽スハ果シテ真理ニ適スルカ 同 未明
- (9) 北條県再置ノ可否 同
- (10) 津山人民ノ無気力ヲ矯正スル方法 同 鈴木
- (11) 人口ノ繁殖ハ邦家ノ利否如何 同 平尾
- (12) 鶴山校廃置ノ可否 同 渡辺
- (13) 舶来品需用ノ可否 同 鈴木
- (14) 作州ハ農工何レヲ速カニスヘキヤ 同
- (15) 同養蚕牧牛何レカ可ナリヤ 同
- (16) 新聞ト演説ト何レカ広益アルヤ 同 山名
- (17) 人権ハ天賦ニアルカ 同
- (18) 王侯本ヨリ種アリヤ 同 発題者 高橋
- (19) 米価ノ下落ハ人民ノ不幸如何 無名氏
- (20) 金力ト知力ト我身ニ益ヲ与フル孰レカ大ナル 同
- (21) 人民ニ武器ヲ帯ブルノ可否 同
- (22) 賊ヲ拒ク方法 同
- (23) 小学ニ女教員ヲ用ル可否 同
- (24) 明智光秀ハ天下ノ為ニ逆臣ナルカ 同
- (25) 我美作ニ山林学校ヲ立ツルノ可否 同
- (26) 同水陸何レヲ開通シテ便ヲ 同

取ルヤ

(27) 知識ヲ開クハ交際ニアルカ
将々学問ニアルカ

(28) 習慣ハ真理ニ克ツ能ハザル
力

(29) 我美作ニ鎮台分當ヲ置ノ利
害

(30) 郡役所合併ノ利害

(31) 法律ノ善良ナルト法官其人
ヲ得ルト孰レカ人民ニ益多
キヤ 発題者 太田

(32) 医師ニ課税スルノ可否
同 鈴木

(33) 教育ハ自由ト関涉ト孰レカ
最モ其功ヲ見ハス可キヤ
同 植月

(34) 自由党ト改進黨ト後來望ヲ
属ス可キハ孰レゾ

(35) 小学教員ハ少壯者老成者孰
レヲ用ユルヲ善トナスヤ
同 小須賀

(36) 寡婦再嫁ノ可否
同 平尾

(37) 雨請ニ鐘鼓ヲ撃チ或ハ火ヲ
燃キ大声ヲ発スル其理果シ
テ当レルカ 同 植月

(38) 洋酒ニ課税セサルハ何故ゾ
太田

(39) 洋和之服何レカ便ナルヤ
古谷 (12)

これらの論題を見ると政治を論議するための集会ではないとしていた規則があつても、彼らの現実社会における問題意識が政治を抜きにして解決できるものではないことは明らかである。

おわりに

『津山市史 第六巻』では、「岡山県では、明治十二年（一八七九）後半から同十四年（一八八一）の間が、自由民権運動の高揚期と言われている。これを過ぎると民権運動は下火となり、殖産興業に精力が注がれていくのである。」(13)とする。とすれば、自由民権運動の高まりの中で生まれてきた様々な団体結社に比べ、明治十五年に結成され、実質は翌十六年頃から活動が本格化した有声社は、政治的な目的を明確に示さない点においても、知識人の自己満足的な団体であつたかも知れない。しかし、傑出した活動をしなかつたとしても、自由民権運動の高まりの中で、討論会において論題として提出されているような様々な問題意識を持つていたことは明らかであり、こうした人々を抜きにして美作の歴史を語ることはできないだろう。

註

(1) 「有声社員名簿」太田雅夫家資料、1・132、津山郷土博物館寄託

(2) 註(1) 前掲資料

(3) 『津山市史』第六巻、津山市、一九八〇年

(4) 註(3) 前掲書、192頁

(5) 「有聲舎規則」太田雅夫家資料、1・107、津山郷土博物館寄託

(6) 「有聲舎研究会規則」太田雅夫家資料、1・105、津山郷土博物館寄託

(7) 太田雅夫家資料、1・131、津山郷土博物館寄託

(8) 太田雅夫家資料、1・102、津山郷土博物館寄託

(9) 「決算報告書綴り」太田雅夫家資料、1・131、津山郷土博物館寄託

(10) 註(1) 前掲資料

(11) 「有聲社討論筆記綴込帳」太田雅夫家資料、1・103、津山郷土博物館寄託

(12) 「有聲社討論論集」太田雅夫家資料、1・104、津山郷土博物館寄託

『津山市史研究』第7号発行

3月に発行した第7号の内容は以下のとおりです。創刊号～第6号とともに津山郷土博物館で販売しています。

- ・上袴武「岡山県津山市中宮一号墳出土の銀装大刀」
- ・首藤ゆきえ「一八九〇～一九一〇年代の津山町財政の推移」
- ・尾島治「旧津山藩主松平家の土地集積と家政組織」

美作学講座開催のご案内

今年度も美作大学との共催で「美作学講座」を開催します。以下の日時・演題を予定しています。なお、今年度も事前申込みが必要です。

第2回 令和4年11月19日(土) 13:30-15:00

講師：乾貴子氏（津山弥生の里文化財センター資料整理担当）

演題：「津山城の修繕～江戸時代後期勘定方の記録を中心に～」

第3回 令和5年2月25日(土) 13:30-15:00

講師：佐藤寛介氏（東京国立博物館 学芸研究部列品管理課

登録室・貸与特別観覧室 室長）

演題：「津山藩主松平家の甲冑と刀剣」

- 会場：美作大学
- 定員：100名程度（応募者多数の場合は抽選）
- 申込方法：電話、ファクス、メールのいずれか（必要事項：住所、氏名、電話番号）
- 申込み・問合せ先 津山市地域振興部生涯学習課

TEL：(0868) 32 - 2118 FAX：(0868) 32 - 2147

Mail：gakushuu@city.tsuyama.lg.jp

津山市史だより
第19号

発行：令和4年9月30日

編集：津山市史編さん室

〒708-0824 岡山県津山市沼600-1 弥生の里文化財センター内

TEL:0868-22-5820 FAX:0868-24-8414

Eメール：shishihensan@city.tsuyama.lg.jp